

公益社団法人宿毛青年会議所運営規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、公益社団法人宿毛青年会議所（以下本会議所と呼ぶ）の運営を円滑にし、その目的を容易ならしめるため、組織の運営に関する事項を、公益社団法人宿毛青年会議所定款（以下定款と呼ぶ）に抵触しない範囲において規定する。

第2章 会合

(例会及び総会)

第2条 例会及び総会は定款の定めるところに従い開催し、服装についてはビジネススタイルとする。

(理事会)

第3条 理事会は定款の定めるところに従い開催する。

(委員会)

第4条 委員会は定款の定めるところに従い開催し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、副委員長がその職務を代行する。

(正副理事会)

第5条 正副理事会は必要に応じ招集し、理事長、副理事長、直前理事長、監事及び専務理事で構成し、本会議所の主要案件（本会議所の基本方針の立案、長期運営計画の立案）特に理事会への提出議案につき審議する。なお必要と認められた場合は関係委員長の出席を求めることができる。また委員長は必要に応じて出席し意見を述べることができる。

(監査会)

第6条 監査会は、定款第31条2項に従い、監事の請求により随時行う。

(出向委員)

第7条 公益社団法人日本青年会議所、四国地区協議会又は高知ブロック協議会へ出向する会員はその職務を自覚し、公益社団法人日本青年会議所、四国地区協議会及び高知ブロック協議会との連絡役を務めなければならない。出向する会員は、理事会及び例会において出向報告の義務を有する。

第3章 出席義務とそれに関する事項

(出席)

第8条 特別な理由があって出席できないときは各所属委員長、若しくは事務局へ口頭、電話、文書のいずれかをもって事前にその理由を届け出る。

第4章 入会金及び会費

(金額)

第9条 定款第10条1項に定められた入会金は20,000円とする。

2 定款第10条2項に定められた年会費は120,000円（月額10,000円）とする。

3 同一事業所において正会員が交代する場合は入会金を徴収しない。

4 2項で定められた年会費について、特に理事会で認められた会員の場合のみ年会費は60,000円（月額5,000円）とする。

(納入方法)

第10条 年会費120,000円は当該事業年度中の1月から8月の8ヶ月で月毎に各々の預金口座より均等に15,000円を引き落とす。

2 中途入会者については、月割りにて徴収する。

3 第9条4項で定められた年会費60,000円は、当該事業年度中の1月から10月の10ヶ月で月毎に、各々の預金口座より6,000円を引き落とす。

(納入方法の特例)

第11条 第10条以外の納入方法を希望する者は、理事会の承認を得なければならない。

(会費等に関する納入督促)

第12条 専務理事は会費等その他納入すべき金銭を3ヶ月以上滞納した会員を理事会に報告する。

2 専務理事は理事会の支持により1項の該当会員に直ちに文書にて納入督促を行う。

第5章 褒賞及び表彰

(褒賞の対象)

第13条 褒賞の対象は、本会議所の目的達成に著しい功績のあった会員または委員会とし、理事会の決定による。

(褒賞の手続き)

第14条 理事長、副理事長、専務理事、委員長等、推薦適格者が文書に理由を附して推薦し、理事会で審議し決定する。

(皆勤表彰)

第15条 例会出席率100%の会員は表彰する。(但し出席補填に関しては認めない)

第6章 本規定の変更

(本規定の変更)

第16条 本規定は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

第7章 雑則

(施行規程)

第17条 本規定の施行に関する細目は、理事会の議決を以って定める。

(付則)

第18条 本規定は平成26年1月6日より施行する。